

障害者支援費制度の改善と財源確保に関する意見書

昨年４月に障害者福祉の新しい制度としてスタートした障害者支援費制度は、身体・知的障害者を対象に「障害者みずからが直接サービス提供事業者と契約し、事業者と対等の関係のもとサービスを選択してその提供を受けるとともに、本人負担を除く費用を国と地方自治体が支援費として支給する」というものであり、その導入に当たっては、障害者やその家族、障害者団体など関係者から大きな期待が寄せられていた。

しかし、関係施設の不足などに見られる制度の基盤整備の遅れや「応諾義務」などの利用者保護制度の不十分さから、制度の趣旨とは相反する問題が生じてきており、今後、何ら改善がなされないまま制度が継続されれば問題がさらに深刻化することは明白である。

また、当該制度の実施をめぐるのは、財政的裏づけが不明確であるとの問題が当初から指摘されていたが、今年度の在宅サービスに対する国庫補助金の不足額が昨年度の２倍に相当する２００数十億円に及ぶ可能性があることが、９月１６日に行われた厚生労働省定例事務次官記者会見で明らかにされ、問題が一層浮き彫りになったところである。同省は、この不足に対応するため財務省に対し補正対応を求める一方、１０月からサービス単価の見直しなどで費用を抑制する方向を打ち出しているが、制度の趣旨をかんがみれば、施設整備の促進やサービスの充実など制度の充実こそが考慮されるべきであり、費用の抑制は制度の趣旨に反するものである。

よって、国においては、障害者支援費制度が真に障害者の「自己選択」「自己決定」を保障し自立を促進するものとなるよう制度の改善を行うとともに、１６年度補正対応を含め今後の必要な財源を確保するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月5日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
財務大臣	谷	垣	禎一	様
厚生労働大臣	尾	辻	秀久	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	扇		千景	様